

改正前	改正後（案）
魅力ある屋島再生協議会会則 （名称） 第1条 この会は、魅力ある屋島再生協議会（以下「協議会」という。）と称する。 （目的） 第2条 協議会は、魅力ある屋島の再生に向け、その特性及び価値の保存並びに地域資源としての有効活用を図り、屋島の持続性のある活性化を推進することを目的とする。 （活動内容） 第3条 協議会は、前条の目的を達成するために必要な具体的取組の検討及び協議を行う。 （構成） 第4条 協議会の委員は、別表に掲げる団体の構成員であって、当該団体の代表者から指名された者をもって充てる。 （役員） 第5条 協議会に次の役員を置く。 （1）会長 1名 （2）副会長 1名 （3）監事 2名 2 会長は、委員の互選により定める。 3 副会長及び監事は、委員のうちから会長が指名する。	魅力ある屋島再生協議会会則 （名称） 第1条 この会は、魅力ある屋島再生協議会（以下「協議会」という。）と称する。 （目的） 第2条 協議会は、魅力ある屋島の再生に向け、その特性及び価値の保存並びに地域資源としての有効活用を図り、屋島の持続性のある活性化を推進することを目的とする。 （活動内容） 第3条 協議会は、前条の目的を達成するために必要な具体的取組の検討及び協議を行う。 （構成） 第4条 協議会の委員は、別表に掲げる団体の構成員であって、当該団体の代表者から指名された者をもって充てる。 （役員） 第5条 協議会に次の役員を置く。 （1）会長 1名 （2）副会長 1名 （3）監事 2名 2 会長は、委員の互選により定める。 3 副会長及び監事は、委員のうちから会長が指名する。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議会運営部会)

第9条 協議会の下に協議会運営部会（以下「部会」という。）を置き、各種事項についての検討を行う。

2 部会の委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから、部会長については会長が、副部会長については部会長が指名する。

4 第6条第1項及び第2項、第7条並びに前条の規定は、部会について準用する。

5 部会は必要に応じて、期間と目的を定め、ワーキンググループを設けることができる。

(会計)

第10条 協議会の経費は、負担金、寄附金その他の収入をもって充てる。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議会運営部会)

第9条 協議会の下に協議会運営部会（以下「部会」という。）を置き、各種事項についての検討を行う。

2 部会の委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから、部会長については会長が、副部会長については部会長が指名する。

4 第6条第1項及び第2項、第7条並びに前条の規定は、部会について準用する。

5 部会は必要に応じて、期間と目的を定め、ワーキンググループを設けることができる。

(会計)

第10条 協議会の経費は、負担金、寄附金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第11条 協議会及び部会の事務局は、高松市創造都市推進局文化・観光・スポーツ部観光交流課に置く。

(委任)

第12条 この会則に定めるもののほか、協議会及び部会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年6月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年7月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年7月27日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年6月6日から施行する。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第11条 協議会及び部会の事務局は、高松市創造都市推進局文化・観光・スポーツ部観光交流課に置く。

(委任)

第12条 この会則に定めるもののほか、協議会及び部会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年6月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年7月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年7月27日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年6月6日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年 月 日から施行する。

別表（第4条関係）

団体名
農林水産省四国森林管理局
国土交通省四国運輸局
香川県（環境森林部みどり保全課）
香川県（交流推進部観光振興課）
香川県（教育委員会事務局生涯学習・文化財課）
四国旅客鉄道株式会社
高松琴平電気鉄道株式会社
屋島山上観光協会
屋島寺
公益財団法人四国民家博物館
公益社団法人香川県観光協会
源平屋島地域運営協議会
公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー
高松商工会議所
一般社団法人香川経済同友会
国立大学法人香川大学（創造工学部）
国立大学法人香川大学（大学院地域マネジメント研究科）
高松大学・高松短期大学
元気YASHIMAを創ろう会
高松市観光ボランティアガイド協会
屋島地区コミュニティ協議会

別表（第4条関係）

団体名
農林水産省四国森林管理局
国土交通省四国運輸局
香川県（環境森林部みどり保全課）
香川県（交流推進部観光振興課）
香川県（教育委員会事務局生涯学習・文化財課）
四国旅客鉄道株式会社
高松琴平電気鉄道株式会社
屋島山上観光協会
屋島寺
公益財団法人四国民家博物館
公益社団法人香川県観光協会
源平屋島地域運営協議会
公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー
高松商工会議所
一般社団法人香川経済同友会
国立大学法人香川大学（四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構）
国立大学法人香川大学（大学院地域マネジメント研究科）
高松大学・高松短期大学
元気YASHIMAを創ろう会
高松市観光ボランティアガイド協会
屋島地区コミュニティ協議会

	高松市（創造都市推進局）		高松市（創造都市推進局）
	環境省（中国四国地方環境事務所国立公園課）		環境省（中国四国地方環境事務所国立公園課）